

# 第1章 計画策定の主旨

## 1 計画策定の主旨

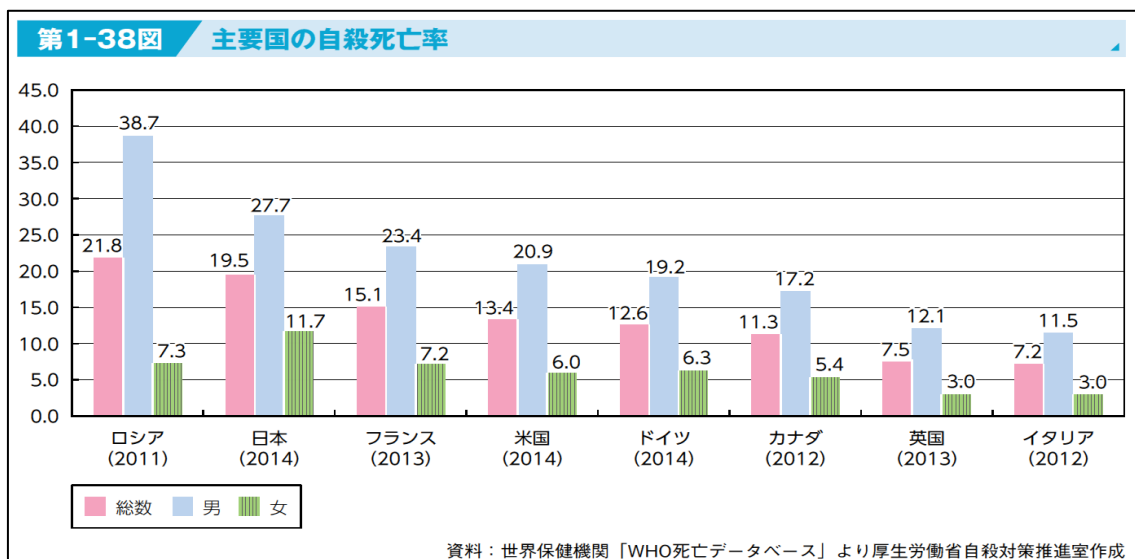
自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。これまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。

しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要国（下記表中）の中でも高く、自殺者数は毎年2万人を超える水準です。施行から10年の節目に当たる平成28年に自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」、「市町村自殺対策計画」を策定することが義務化されたことから、本市のこれまでの取組を発展させる形で自殺対策を推進するため、「太宰府市自殺対策計画」を策定しました。

主要国の自殺死亡率（平成29年版「自殺対策白書」）

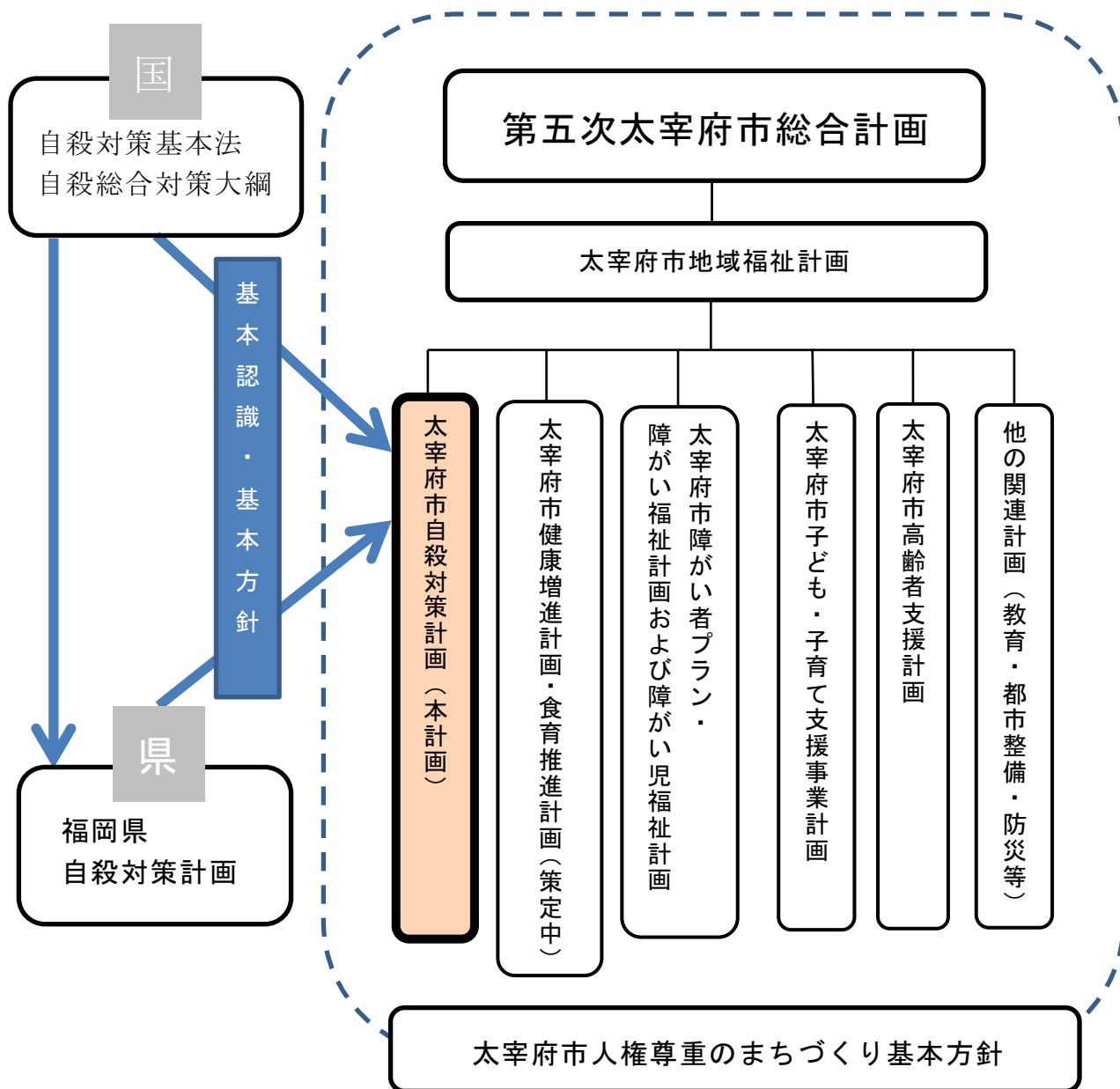
単位：人口10万対



## 2 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくため、「第五次太宰府市総合計画」を上位計画として、各分野の福祉計画及び「太宰府市人権尊重のまちづくり基本指針」と共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。



### 3 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改訂されていることから、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で計画の推進期間を平成31(2019)年度から2023年度までの5年間とします。

### 4 計画の数値目標

自殺対策を通じた最終的な目標としては「誰も自殺に追い込まれることのない地域」の実現です。

国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、「平成38年までに自殺死亡数を27年と比べて30%以上減少」させ、自殺死亡数を13.0以下とすることを目標としています。

本市の数値目標としては、国の方針を踏まえ、平成31(2019)～2023年の平均自殺死亡数を平成24～28年の平均自殺死亡数に比べて15%以上減少することを前提としました。その上で、すべての方にわかりやすい目標値という考えから、自殺者数を主に用いることにしました。

平均自殺死亡率15%以上減少を満たす平均自殺者数は、「平成31(2019)～2023年の平均自殺者数を平成24～28年と比べて2人減少」させることであり、平成31(2019)～2023年の平均自殺者数11.6人が目標となります。そして、平成31(2019)～2023年の平均自殺死亡率は15.8が目標値となり、平成24～28年の平均自殺死亡率より17%減<sup>※3</sup>となります。

	現状 (平成24～28年平均)	目標 (平成31(2019)～ 2023年平均)
平均自殺者数	13.6人	11.6人
平均自殺死亡率 【単位：人／人口10万】 ※人口10万人当たりの自殺者数	19.1 <sup>※1</sup>	15.8 <sup>※2</sup>

※1 出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール。

※2 11.6人(目標：平成31(2019)～2023年平均自殺者数)／73,362人(2020年推計人口：出典国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」×10万=15.812(目標：平成31(2019)～2023年自殺死亡率)。

※3 平均自殺死亡率の減少率：現状19.1×0.83(17%減少)=目標15.8。